

|          |    |
|----------|----|
| 2010年3月  | 策定 |
| 2010年4月  | 改訂 |
| 2012年4月  | 改訂 |
| 2014年4月  | 改訂 |
| 2018年11月 | 改訂 |
| 2019年4月  | 改訂 |

### スポーツ施設の利用券等精算取扱要領

- 1 2009年10月8日に開催された指定管理者等連絡調整会議において、同年4月から9月までの実績を踏まえ、体育施設、有料運動施設及び中学校温水プールの相互利用に係る利用料金又使用料は、指定管理者間及び指定管理者と市の間で精算することとした。
- 2 精算は、年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに行うものとする。
- 3 精算は、別表1の施設グループ間で行うものとする。
- 4 2009年4月1日以降に別表1の施設グループが発行した利用券及び使用券（以下「利用券等」という。）について、精算を行うこととする。
- 5 別表2の施設グループが発行した利用券等は、精算対象外とする。
- 6 指定管理者及び市は、他の施設で発行した利用券等により、施設を使用させた場合に、その利用券等を保存しておき、年間の枚数を把握しておく。
- 7 指定管理者は、上半期の取扱い枚数を毎年10月の市の指定する日までに、年間の取扱い枚数を毎年4月の市が指定する日までに、様式1「利用施設以外の施設で発行した利用券の取扱い報告書」によりスポーツ振興課へ報告すること。
- 8 スポーツ振興課は、前項により報告を受けた取扱い枚数を集計し、様式2「施設グループ別精算表」を作成し、年間分については4月10日までに、各指定管理者へ通知すること。
- 9 各指定管理者及び市は、前項の年間分の「施設グループ別精算表」により精算する。精算は他施設で発行した利用券等により施設を使用させた取り扱い金額を4月15日までに請求書により請求することとし、請求書の送付時に請求の根拠となる保存しておいた利用券等を精算の相手方に送付すること。

別紙5 スポーツ施設の利用券等精算取扱要領

- 10 各指定管理者及び市は、前項の請求に基づき、4月末日までに口座振込により支払うものとする。その際口座振替の手数料は振り込む側の負担とする。
- 11 取扱い枚数（報告枚数）と保存しておいた利用券等の枚数（実枚数）に相違があることが判明した場合は、その取扱いについて、精算をする者の中で協議すること。
- 12 回数券1枚の単価は、利用単位1回の金額（大人300円（2019年10月1日以降に発行したものは310円）、高齢者・子ども・障がい者100円）とし、取扱い上、回数券と1回券は同じものとして扱うこととする。

別表 1

| 施設グループ<br>※（ ）は利用券発行<br>場所             | 施設管理者   | 備考 |
|--|---|----|
| 総合体育館（総合体育館・成瀬クリーンセンターテニスコート・三輪みどり山球場） | スポーツでつなぐまちだパートナーズ（コナミスポーツ株式会社・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社 CASCABEL FUTSAL CLUBE 共同事業体）   |    |
| 緑ヶ丘グラウンド                               | スポーツ緑ヶ丘（株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京総合造園・一般社団法人町田スポーツ文化ネットワーク・NPO法人町田JFC共同事業体） |    |
| 室内プール（室内プール）                           | 協栄グループ（株式会社協栄・東京体育機器株式会社）   |    |
| 町田中央公園（サン町田旭体育館・藤の台球場・忠生公園）            | まちだA・T・Kスポーツパートナーズ（アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体）                                    |    |
| 小野路公園（小野路公園・鶴川中央公園）                    | チーム町田（株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・ファシリティパートナーズ株式会社・NPO法人アスレチッククラブ町田・株式会社東京総合造園共同事業体）                  |    |
| 野津田公園（陸上競技場・上の原グラウンド）                  | スポーツパークパートナーズまちだ（日本体育施設株式会社・一般財団法人町田市体育協会）  |    |
| 相原中央公園（相原中央公園）                         | NPO法人レスポアール相原   |    |

|                                     |            |  |
|-------------------------------------|------------|--|
| 中学校温水プール(町一中温水プール・南中温水プール・鶴川中温水プール) | 市(スポーツ振興課) |  |
|-------------------------------------|------------|--|

別表2

| 施設グループ<br>※( )は利用券<br>発行場所             | 利用券等発行期間              | 事由           |
|--|-----------------------|--------------|
| 総合体育館(総合体育館・成瀬クリーンセンターテニスコート・三輪みどり山球場) | 2009年4月1日から2019年3月31日 | 指定管理者が変更したため |
| 町田中央公園(サン町田旭体育館・藤の台球場・忠生公園・鶴間公園テニスコート) | 2009年4月1日から2019年3月31日 | 指定管理者が変更したため |

## ※2012年4月改訂内容

項目3及び別表に規定していた「小野路公園グループ」の清算は、「町田中央公園グループ」と別に行うこととする。

## ※2014年4月改訂内容

指定管理者の変更により別表を修正。

## ※2018年11月改訂内容

指定管理対象施設が追加になったため、別表を修正。

## ※2019年4月改訂内容

指定管理者の変更により別表を修正。